

令和5年度

# eMAFF申請マニュアル エコ畜事業

参加申込

(直接申請の場合)

肉用牛経営者  
専用

# 申請画面の流れ

本マニュアルのページ

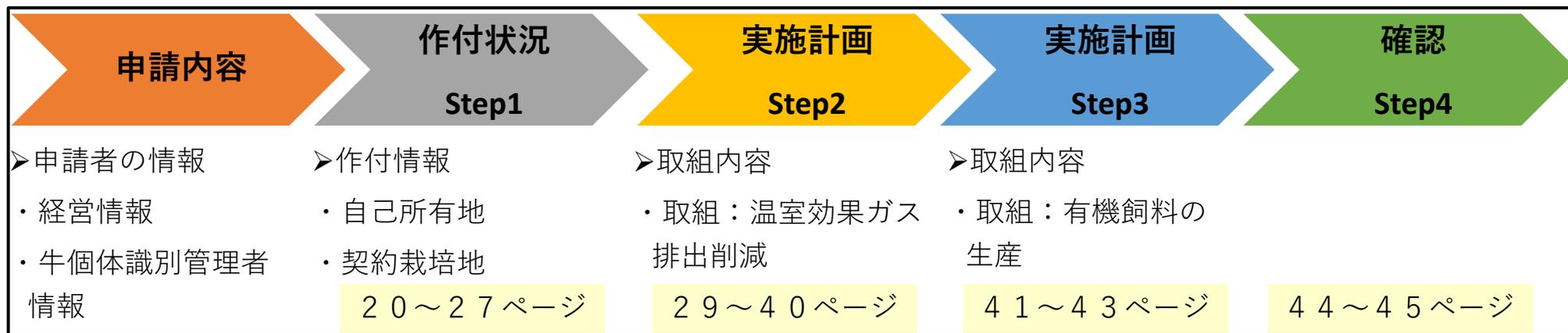
eMAFFにログイン

3 ページ

エコ畜事業の手続きを選択

4 ~ 5 ページ

申請フォームに入力



参加申込

46 ~ 50 ページ

審査結果通知  
が届いたら

審査結果を確認

よくあるエラー  
51 ~ 53 ページ

困った時  
54 ~ 55 ページ

①eMAFFログイン（gBizIDでログインする場合URL：<https://e.maff.go.jp/>）

農林水産省 畜産局企画課

Wiki | お困りの場合 | eMAFFプライム ⓘ | 

**農林水産省共通申請サービス | eMAFF**

農林水産省に関する各種手続を、インターネット上で行えるサービスです。

> 手続を探す  > 手続を進める 

さんのダッシュボード  マイページ

通知 <span>20</span>	おすすめ手続	申請履歴・一時保存		
未読 	新着 	通知日付 	タイトル 	詳細 
● <span>New</span>	2023/06/09	【エコ畜推進】環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業 ⑤変更等承認申請（地域推進型）承認通知		
●	2023/05/24	【エコ畜事業】環境負荷軽減型持続的生産支援【エコ畜事業】直接申請-①参加申込_BCD（温室効果ガスの排出削減）…		
●	2023/05/15	【エコ畜事業】環境負荷軽減型持続的生産支援【エコ畜事業】直接申請-①参加申込_BCD（温室効果ガスの排出削減）…		
●	2023/05/15	【エコ畜事業】環境負荷軽減型持続的生産支援【エコ畜事業】直接申請-①参加申込_BCD（温室効果ガスの排出削減）…		
	2023/05/15	【エコ畜事業】環境負荷軽減型持続的生産支援【エコ畜事業】協議会経由-①参加申込_BCD（温室効果ガスの排出削減）…		

 [マイページ](#) [通知一覧へ](#)

## 環境情報

下にスクロールする。

②「制度・手続名」に「エコ畜事業」と入力し検索。

③リストから「【エコ畜事業】直接申請-①参加申込\_\_BCD（温室効果ガスの排出削減）」を選び、「新規」のボタンをクリックする。

## Q手続を探す

> 手続を探す

> 手続を進める

## ■利用できる全ての手続 から探す

条件を指定して検索する ▲

■ 制度・手続名

■ 公開された時期

指定しない  1週間以内  1ヶ月以内  3ヶ月以内  6ヶ月以内  1年以内

2 件該当します。

全 2 件中 1~2 件を表示中

1ページあたりの表示件数:

10 ▼

類	制度	手続	申請...	申請...	申請終了	参	ス...	お	新規
助金	【エコ畜事業】環境負荷軽減型持続的生産支援	【エコ畜事業】直接申請-①参加申込_BCD (温室効果ガスの排出削減)	2023	2023/06/19	2023/09/30	未申請	♡	<input type="button" value="目"/>	
助金	【エコ畜事業】環境負荷軽減型持続的生産支援	【エコ畜事業】協議会経由-①参加申込_BCD (温室効果ガスの排出削減)	2023	2023/06/19	2024/01/31	未申請	♡	<input type="button" value="目"/>	

③ クリック

申請画面が表示される

農林水産省共通申請サービス | eMAFF

eMAFFログイン

TOP > 手続の詳細

### 手続の詳細

補助金・交付金 2023年度【エコ畜事業】環境負荷軽減型持続的生産支援【エコ畜事業】直接申請-①参加申込\_BCD (温室効果ガスの排出削減)

このページ

手続内容 作付状況 (Step1) 実施計画 (Step2) 実施計画 (Step3) 確認 (Step4)

こちらはテスト用のアカウントで作成された申請です。実際の行政手続、補助金手続とは無関係です。申請操作、承認操作を行っても、実際の行政手続には何ら影響を与えません。

### ■ 基本情報

申請年度 2023 申請年月日

文書番号  申請ステータス

提出先 (地域レベル)  提出先 (地域名)

# 注意事項

補助金・交付金

2023年度【エコ畜事業】環境負荷軽減型持続的生産支援【エコ畜事業】 直接申請 ①参加申込\_BCD（温室効果ガスの排出削減）

このページのリンクをコピー 



1. 必ず**全てのタブ**を順に確認してください。  
(タブは画面の最上部に表示されるので、次のタブに移動する際には画面最上部に戻ってください)
2. 「必須」項目は、必ず入力してください。
3. 必要事項が全て入力されていない場合は「**参加申込**」できません。  
入力を中断する場合は、「**一時保存**」をしてください。  
(一時保存前に「戻る」ボタンを押すと入力した内容が全て消失します)
4. 申請した内容は、申請一覧からいつでも確認可能です。  
必要な場合は申請内容を印刷して保管してください(参照：49ページ)。



補助金・交付金

2023年度【工畜事業】環境負荷軽減型持続的生産支援【工畜事業】 直接申請 ①参加申込\_BCD（温室効果ガスの排出削減）

このページのリンクをコピー 

手続内容	作付状況 (Step1)	実施計画 (Step 2)	実施計画 (Step3)	確認 (Step 4)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請情報</li> <li>1. 事業への参加に関する確認</li> <li>2. 個人情報の取扱いに関する同意</li> <li>3. 参加情報</li> <li>4. 経営者組織（グループ）で参加</li> <li>5. 関連法令の遵守状況の確認</li> <li>6. 農家マスタ情報</li> <li>7. 飼養頭数</li> <li>8. 取組選択</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・・・ 7ページ</li> <li>・・・ 8ページ</li> <li>・・・ 9ページ</li> <li>・・・ 10 ページ</li> <li>・・・ 12ページ</li> <li>・・・ 13ページ</li> <li>・・・ 15ページ</li> <li>・・・ 16ページ</li> <li>・・・ 17ページ</li> </ul>

申請情報を入力する。

## ■ 基本情報

申請年度

2023

申請年月日 **必須**

2023/〇〇/〇〇 (申請日)



文書番号

申請ステータス

提出先 (地域レベル) **必須**

地方

提出先 (地域名) **必須**

Search... 〇〇農政局



農政局名 (部分検索可) を入力して検索

# 1. 事業への参加に係る確認の内容を確認し「同意する」にチェックする。

## 1. 事業への参加に係る確認

本事業に参加いただくにあたり、確認事項があります。

以下の内容を確認の上、同意ボタンをチェックしてください。

### 確認事項

1. 事業参加者は、持続的生産強化対策事業実施要領の別紙9 環境負荷軽減型持続的生産支援（以下「エコ畜事業実施要領」という。）をよく読むなど、事業の趣旨や内容をよく理解すること
2. 事業参加者は、エコ畜事業実施要領の別添1に示す環境負荷軽減型持続的生産支援事業の取組内容を理解の上、自ら作成した実施計画に基づき取組を実施すること。
3. 事業参加者は、事業参加申込書等の内容に変更があった場合は、速やかに申し出ること。
4. 都道府県協議会等を通じて参加申込を行う事業参加者は、都道府県協議会等による参加申込内容の確認及び現地確認に協力すること。
5. 事業参加者は、申請の基礎となった証拠書類又は証拠物を5年間保管するとともに、農林水産本省及び地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）からの求めに応じて提供すること。
6. 本事業に係る交付金の交付を受けた後に実施される確認の対象となった事業者は、現地確認の実施に協力すること。
7. 本事業に係る交付金の交付を受けた後に交付金の交付要件を満たさないことが判明した場合、現地確認を拒否した場合、その他のエコ畜事業実施要領に違反した場合には、交付金を返還すること。虚偽の申請やエコ畜事業実施要領に違反した場合は、その後の本事業への申請を行わないこと。

確認書 **必須**

上記の確認事項をダウンロードできます。確認事項.pdf



同意する

確認事項を保存  
したい場合に  
ダウンロード

## 2. 個人情報の取扱いに関する同意確認の内容を確認し、「同意する」にチェックする。

### 2. 個人情報の取扱いに関する同意確認

本事業に参加いただくにあたり、個人情報の利用に関して同意いただく必要があります。  
以下の同意事項を確認の上、同意ボタンをチェックしてください。

#### 同意事項

##### 1. 個人情報の利用

農林水産省本省及び地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）は、環境負荷軽減型持続的生産支援事業の交付金を交付するために、事業参加申込者から提供された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」その他関係法令に基づき適正に管理し、本事業に係る交付金の交付事務のために利用します。

##### 2. 個人情報の第三者提供

（1）農林水産省本省及び地方農政局は、事業参加申込内容を確認するため、事業参加者の関係する地方自治体に、必要最小限の参加申込内容を提供します。

（2）農林水産省本省及び地方農政局は、事業参加申込者の牛の飼養頭数を確認する目的で、独立行政法人家畜改良センターが管理する牛個体識別全国データベース情報（※）を利用するため、事業参加申込者から提供された農家マスタ情報（管理者等コード番号、氏名、住所）を独立行政法人家畜改良センターに提出します。

New

（※）牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第3条に規定された牛個体識別台帳に記録された事項及びその関連する記録事項

（3）農林水産省及び地方農政局は、事業参加申込者の配合飼料価格安定制度への加入状況を照会するため、申請者情報を関係機関に提供します。

（4）農林水産省本省及び地方農政局は、本事業の交付金交付後の現地確認等を実施するため、事業参加者から提供された参加申込内容及び交付内容を、現地確認等を実施する事業者提供します。

表示名 個人情報の取扱いに関する同意 必須

上記の同意事項をダウンロードできます。同意事項.pdf



同意事項を保存  
したい場合に  
ダウンロード

### 3. 参加情報について、該当するものを選択する。

#### 3. 参加情報

リストから選択

都道府県 **必須**

##### (1) 参加者要件の確認

酪農経営者の場合は、申請年度を通じた生乳出荷、

肉用牛等経営者の場合は、申請年度内に生体牛の出荷・販売実績があることが必要です。

参加申込を行う時点では予定となりますが、参加申込以後に出荷・販売ができない状況となった場合には、直ちに農政局にご連絡ください。

ただし、本年度に新規就農した場合等、4月1日時点では牛を飼養していない酪農経営者については、10月1日以降生乳出荷があることで、申請年度を通じた出荷とみなします。

新規就農者等に該当する場合は、「該当する」にチェックを入れてください。 **必須**

New

該当する  該当しない

<注意>

新規就農者等については、9月30日までに家畜改良センターへの農家マスタ登録及び牛の届出を終えていること。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(ア) 申請年度を通じた生乳出荷（予定を含む） **必須**

有  無

(イ) 申請年度内の牛の出荷・販売 **必須**

有  無

肉用牛経営

##### (2) 経営内容

(ア) 生乳出荷有りの場合（酪農経営） **必須**

酪農経営  乳肉複合経営

選択不要

(イ) 生乳出荷無・生体牛出荷有りの場合（肉用牛等経営） **必須**

肉用牛経営  乳用育成牛経営

(3) 経営分類、(4) 構成員について、該当するものを選択する。

### (3) 経営分類

経営者分類（個人/組織（法人、集団）） **必須**

個人  法人  集団

← 個人、法人、集団 で該当するものを選択

<注意>

法人の場合は、農地法第2条第3項に規定する農地所有的確法人であること

集団の場合は、温室効果ガス排出削減の取組の共同化、経理の一元化をしており、規約を有していること

### (4) 構成員

「法人」又は「集団」であり、構成員がある（経営者2名以上のグループで参加）の場合は「構成員有り」を選択し、

4. 経営者組織（グループ）で参加の項目を記載してください

構成員の有無 **必須**

構成員無し  構成員有り（経営者2名以上のグループで参加）

「個人」の場合は  
選択不要

4. 経営者組織（グループ）で参加について、  
「法人」又は「集団」で構成員がいる場合は記入する。

「個人」や「構成員無し」の場合は不要

#### ■ 4. 経営者組織（グループ）で参加

経営分類が「法人」又は「集団」であり、構成員がある（経営者2名以上のグループで参加）場合は、以下を記載してください。

(1) 経営種類 **必須**

酪農経営者組織  肉用牛等経営者組織

(2) グループ代表者（氏名） **必須** ⓘ

(3) グループ代表者（法人名/屋号） **必須** ⓘ

組織名を記入

(4) グループ代表者（経営者ID） **必須** ⓘ

(5) 構成員の数 **必須** ⓘ

構成員に、「酪農経営者」及び「肉用牛経営者」の両方が含まれる場合は、「酪農経営者組織」を選択。

(1) ~ (5) は、全ての構成員で同じ内容を入力してください

## 5. 関連法令の遵守状況の確認について、該当するものを選択する。

## ■ 5. 関連法令の遵守状況等の確認

該当するものにチェックを入れてください。

(1) 「みどりのチェックシート」を用いた点検を実施している **必須** ⓘ

New

- ・令和5年度から「環境と調和のとれた農業生産活動規範」から「みどりのチェックシート」へ変更
- ・「みどりのチェックシート解説書」を参照し、点検を実施する。

(2) 排泄物管理に関する指導等の有無 **必須** ⓘ

無（指導等を受けていない）

有（指導を受けたが前年度までに改善を行った）

<説明>

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律第112号）第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告（以下「指導等」という）を受けていない場合は、「無」にチェックしてください。指導等を受けた場合は「有」となり、前年度までに改善措置を行っていることが必要です。

前年度までに改善措置を終了していることが確認できる書類や記録を保管

(3) その他環境法令の罰則を受けていない（過去3年） **必須**

<その他の環境法令に関する説明>

以下の法律または命令に違反し、罰金以上の刑を受けた場合は、その刑の執行を終えてから（又は刑の執行を受けることがなくなってから）3年経過していなければ本事業に参加することはできません。

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ② 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ③ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ④ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ⑤ 以上の法律に基づく命令の規定



全ての関連法令等の遵守状況を選択できない場合は、参加申込できません

## 5. 関連法令の遵守状況の確認について、該当するものを選択する。

(4) 配合飼料価格安定制度の継続加入要件を満たしている **必須** ⓘ

New

継続加入要件とは、

「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約の締結について、以下の（1）～（4）のいずれかに該当することをいいます。

- (1) 令和4年度以降継続して契約
- (2) 令和4年度は未契約、令和5年度以降は契約
- (3) 令和4年度から継続して未契約
- (4) 令和4年度は契約していたが、配合飼料の給与を止めたため、令和5年度から未契

← いずれかに該当すること

＜注意＞ 関係書類等の保管

- (1) 又は（2）に該当する場合は、契約書を保管してください。
- (4) に該当する場合は、令和5年度から制度に加入していない理由を記載した理由書を保管してください。

配合飼料価格安定制度の  
安定的な運営の確保のため、  
令和5年度から要件に追加

!

全ての関連法令等の遵守状況を選択できない場合は、参加申込できません

## 6. 農家マスタ情報（牛個体識別番号）」について、情報を入力する。

## ■ 6. 農家マスタ情報（牛個体識別番号）

（独）家畜改良センターに登録した農家マスタ情報を入力してください。

複数登録がある場合は、全て入力してください。

入力内容に間違いがあると（独）家畜改良センターに照会できないため、正確に入力をお願いします。

<注意>

入力したら、各行の保存ボタンをおしてください。

複数行に入力する場合は、行ごとに保存ボタンを押してください。

行毎に「保存」を行っていない場合、  
申請時にエラーとなるので注意

Q このリストを検索

編集	保存	牛体識別管理者コード	登録氏名	登録住所	編集	保存
+ -	 	1	<b>必須</b> ① 1234567890	<b>必須</b>	<b>必須</b> 北海道伊達市 2 - 1	 

全 1 件中 1~1 件を表示中

<前 1 次>

1ページあたりの表示件数: 5

- ①直接入力する  
または  
②編集をクリックしてポップアップ画面で入力する

## 農家マスタ情報\_繰返番号 (1)

牛体識別管理者コード **必須** ①

1234567890

登録氏名 **必須** ①

登録住所 **必須** ①

北海道伊達市 2 - 1

## 7. 飼養頭数については、入力不要。 (個体識別管理者情報を元に、家畜改良センターから入手した情報を地方農政局が入力。)

入力不要

### ■ 7. 飼養頭数 (入力不要)

この項目は、入力不要です。農家マスタ情報を元に農林水産省が頭数(※)を確認後入力します。

※申請年度の4月1日時点で、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)第3条第1項の牛個体識別台帳に記録されている頭数

乳用牛(経産牛) ⓘ

 頭

乳用牛(後継牛) ⓘ

 頭

肉用牛 ⓘ

 頭

## 8. 取組内容

参加する取組を選択してください。

<注意事項>

「温室効果ガス排出削減」と「有機飼料の生産」は、重複して申請することはできません。ただし、「温室効果ガス排出削減」と「有機飼料の生産」で作付地が異なる場合は、申請することが可能です。

### ●「温室効果ガス排出削減」に参加する場合は、チェックを入れてください

温室効果ガス排出削減（参加する）

New

【取組転換ルールの確認】

令和4年度にも「温室効果ガス排出削減（旧「取組B」）」に参加した場合は、「令和4年度の参加の有無」で「有り」を選択の上、実施した取組2つ選択してください。

令和4年度の参加の有無 **必須**

有り  無し ← 該当するものを選択

取組内容（1つ目） **必須**

例：放牧の実施

取組内容（2つ目） **必須**

例：農薬使用量の削減

<取組転換ルールとは>

- 3年間継続して同じ2つの取組を実施している場合は、4年目は2つの取組のうち1つを別の取組に転換すること。（令和4年度から実施した取組から適用）
- 過去に実施した取組を再度実施することはできない。
- 一つの取組の実施期間は最大6年間。

## 8. 取組内容

本年度、参加する取組内容を選択してください。

<注意事項>

酪農経営者は、基本取組（①～④）及び特認取組（①～④）から2つ選択してください。

肉用牛等経営者は、基本取組（①～④）から2つ選択してください。



肉用牛経営者は、  
4つの取組から2つを選択

基本取組①\_\_放牧の実施

基本取組③\_\_消化液の利用

基本取組②\_\_不耕起栽培

基本取組④\_\_化学肥料の削減

特認取組①\_\_国産副産物の利用（酪農のみ）

特認取組③\_\_農薬使用量の削減（酪農のみ）

特認取組②\_\_スラリーの土中施用（酪農のみ）

特認取組④\_\_草地のピンポイント更新技術の活用（酪農のみ）



酪農経営者は、  
8つの取組から2つを選択

●「有機飼料の生産」に参加する場合は、チェックを入れてください

有機飼料の生産（参加する）

●「脂肪酸カルシウムの給与」に参加する場合は、チェックを入れてください（酪農のみ） <注意事項> 本取組への参加は1回（1年）限りです。また、令和3年度から令和4年度までの間に1回以上参加することはできません。

取組Dは、乳用牛のメニューなので選択しない

脂肪酸カルシウムの給与（参加する）

◆◆選択した取組が間違いないか確認の上、「作付け状況（Step1）」へ進んでください。◆◆

■ 閲覧設定

・構成員区分が「一般」の構成員にも閲覧を可能にする

有効にした場合、構成員区分が「一般」の構成員でもこの申請の閲覧・編集・一時保存ができますが、申請はできません。  
無効にした場合、閲覧できません。



閲覧設定は不要

(参考) 同時に申請できる取組は1つ

1 ※

取組  
「温室効果ガスの削減」

又は

取組  
「有機飼料の生産」

※  
ただし、取組「温室効果ガスの削減」と取組「有機飼料の生産」で作付地が異なる場合は、両方の取組を申請することが可能。

補助金・交付金

2023年度【工畜事業】環境負荷軽減型持続的生産支援【工畜事業】 直接申請 ①参加申込\_BCD (温室効果ガスの排出削減)

このページのリンクをコピー 

手続内容

作付状況 (Step1)

実施計画 (Step2)

実施計画 (Step3)

確認 (Step4)

- 9. 飼料の作付情報 …… 21ページ
- 自己所有地 …… 22ページ
- 契約栽培地 …… 25ページ

## ■ 9. 取組共通 飼料作物の作付状況

### ●●作付情報●●

<注意事項>

「自己所有地等」と「契約栽培地」は、入力する表が別になっていますのでご注意ください。

## ア) 自己所有地等における飼料作物の作付状況（取組共通） （取組「温室効果ガスの削減」、「有機飼料の生産」、「脂肪酸カルシウムの給与」）

### ■ …ア) 自己所有地等における飼料作物の栽培

自己所有地等とは、以下の4つです。

基本的に自ら作業を行う農地であり、選択した取組を実施する農地です。

①自らが所有する農地又は採草放牧地

②利用権（※）が設定された農地又は採草放牧地（採草放牧地として占用許可を受けた河川敷地を含む。）

（※農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用賃借による権利又は農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。）

③その他、賃借契約書に目的、受託面積、賃借当事者が明記されている飼料作物の作付地として公的機関等の証明のあるもの

④委託を受けて農作業を行うことを約した契約のある農地又は採草放牧地

#### <注意事項>

作付地ごとに入力した後、各行の保存ボタン（鉛筆マークの右側）を押してください。

複数の作付地を入力する場合は、行ごとに保存ボタンを押した後、「+」ボタンを押して行を追加してください。

入力や修正した後には保存が必要。  
保存を忘れると申請時にエラーとなる  
ので注意

「有機飼料の生産」に取り組む場合は、表中の⑧有機飼料の生産で、「有機」を選択してください。

有機飼料の取組を行う作付地  
は、「有機」を選択

このリストを検索…

全 1 件中 1~1 件を表示中

1ページあたりの表示件数：

5 ▼

編集	保存	①住所（字、小字、番地）	②飼料作物の種類（1作目）	③作物名（1作目）
+	-	✎	🗑️	1
		必須	必須	必須
		<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

<前

1

次>

①表の枠内に直接入力する、又は、②編集ボタンを押してポップアップ画面を表示して入力する。

編集 保存 ①住所 (字、小字、番地) ②飼料作物の種類 (1作目) ③作物名 (1作目) ④飼料作物

必須 必須 必須 必須

①ここに直接入力

〇〇町

デントコーン等

青刈りとうもろこし

2作目な

自己所有地等の作付け状況\_繰返番号 (1)

②ポップアップ画面を表示して入力

入力例

①住所 (字、小字、番地) 必須

〇〇町〇〇番地

③作物名 (1作目) 必須

青刈りとうもろこし

⑤作物名 (2作目) 必須

ソルゴー

⑦2作目面積 (アール) 必須

50 アール

⑨作付地の種類

自己所有

⑪確認書類等の名称 (2)

土地登記簿

備考

②飼料作物の種類 (1作目) 必須

デントコーン等

④飼料作物の種類 (2作目) 必須

デントコーン等

⑥土地面積 (アール) 必須

100 アール

⑧有機飼料の生産の対象

有機

⑩確認書類等の名称 (1) 必須

農地基本台帳

備考

⑩確認書類で「その他」を選択した場合や補足がある場合に使用

2作目がない場合は、「2作目なし」を選択

有機飼料でない場合は、「-」を選択

キャンセル

登録

クリック

自己所有地の面積が自動計算されるため、間違いないか確認する。

自己所有地等の面積（取組共通）

0  
アール

自己所有地等の2作目面積（取組共通）

0

自己所有地等作付延べ面積（取組共通）

0  
アール



自己所有地等の面積（取組共通）

①

1,460  
アール

自己所有地等の2作目面積（取組共通）

②

120

自己所有地等作付延べ面積（取組共通）

③

1,580  
アール

- ①自己所有地等の面積：土地の面積（2作目の面積を含まない）
- ②自己所有地等の2作目面積：二期作や裏作の面積。基準面積に算入されます。
- ③自己所有地等作付延べ面積（①+②）：取組B（肥料削減、不耕起栽培、消化液の利用等）で利用

イ) 契約栽培地における飼料作物の作付状況 (取組共通)  
 (取組「温室効果ガスの削減」、「有機飼料の生産」、「脂肪酸カルシウムの給与」)

● 耕種農家等との契約書の確認

耕種農家又はコントラクター等の飼料作付けに係る契約書には、以下の事項が記載されている必要があります。

- ① 耕種農家等又はコントラクター等が作付けを行う飼料作付け面積
- ② 酪農経営者等は耕種農家等又はコントラクター等が行う役務若しくは生産された飼料作物に対する対価を支払うこと

<注意事項>

契約栽培がない場合は、表中の「①契約書確認」の項目で、「契約栽培なし」を選択の上、各行の保存ボタン (鉛筆マークの右) を押してください。

契約栽培を申請する場合は、作付地ごとに入力した後、各行の保存ボタンをおしてください。

複数の作付地を入力する場合は、行ごとに保存ボタンを押した後、「+」ボタンを押して行を追加してください。

契約栽培がない場合は、  
1行目だけこの作業を行う

(有機飼料の生産) に取り組む場合は、表中の⑩有機飼料の生産で、「有機」を選択してください。

有機飼料の取組を行う作付地  
は「有機」を選択

このリストを検索...

	編集	保存	①契約書	②契約相手の氏名	③住所 (字、小字、番地)	④飼料作物
+	-	✎	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p><b>必須</b></p> <p>選択してください</p> <p>契約栽培なし</p> <p style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; display: inline-block; padding: 2px;">契約書あり</p> </div>	畜産 次郎		
+	-	✎	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p><b>必須</b></p> <p>選択してください</p> <p style="color: red;">契約書有り</p> </div>	畜産 次郎	〇〇市〇〇町〇〇5番地1	デントコ

契約栽培地の情報を入力した行は、  
全てこの作業を行う

✔ 処理終了  
一覧の保存が完了しました。

# 入力例 1 (契約栽培)

例：契約栽培をしない場合

リストから  
選択

編集 保存 ①契約書確認 ②契約相手の氏名 ③住所 (字、小字、番地) ④飼料作物

必須 必須 必須 必須

1 契約栽培なし

選択して

②以降の項目は入力しない

# 入力例 2 (契約栽培)

例：契約栽培をする場合

編集 保存 ①契約書確認 ②契約相手の氏名 ③住所 (字、小字、番地) ④飼料作物

必須 必須 必須 必須

契約書あり 農水 華子 〇〇〇 選択して

耕種農家等との契約栽培地の作付状況\_繰返番号 (1)

①契約書確認 必須 ⓘ  
契約書あり

②契約相手の氏名 必須 ⓘ  
農水 華子

③住所 (字、小字、番地) 必須  
〇〇〇

④飼料作物の種類 (1作目) 必須  
デントコーン等

⑤作物名 (1作目) 必須  
青刈りとうもろこし

⑥飼料作物の種類 (2作目) 必須  
2作目なし

⑦作物名 (2作目) 必須  
[空欄]

⑧作付地の面積 (アール) 必須 ⓘ  
300 アール

⑨2作目面積 (アール) 必須 ⓘ  
[空欄] アール

⑩有機飼料の生産の対象 必須 ⓘ  
有機

⑪水活交付金の対象 必須 ⓘ  
対象

⑫確認書類等の名称 必須 ⓘ  
栽培契約書

備考 ⓘ

「有機飼料の生産」に取り組む場合は「有機」を選択

耕種農家等の契約相手に確認して入力すること

契約栽培地の面積が自動計算されるため、間違いないか確認する。

# 入力例

契約栽培地の面積 (取組共通)

④

 アール

契約栽培 2 作目面積 (取組共通)

⑤

 アール

「作付土地の面積」及び「飼料作物作付延べ面積」が自動計算されるため、間違いないか確認する。

作付土地の面積 (取組共通)

必須

 アール

飼料作物作付延べ面積 (取組共通)

必須

 アール

①自己所有地等の面積 (例：1,460アール)  
+ ④契約栽培地の面積 (例：60アール)

③自己所有地等の作付延べ面積 (例：1,580アール)  
+ ④契約栽培地の面積 (例：60アール)  
+ ⑤契約栽培 2 作目面積 (例：0アール)

基準面積の確認に利用

◆◆実施計画 (Step2)へ進んでください◆◆